

# 信用保証料の上乗せで**経営者保証が不要**となる 『事業者選択型経営者保証非提供制度』のお知らせ

令和6年3月15日より、信用保証料の上乗せにより経営者保証を不要とすることができる制度の取り扱いを開始いたします。  
本制度は個別の保証制度ではなく、対象となる保証制度に対して横断的に適用されるものです。

## 1 ご利用 いただける方

- 次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1)
- (1)過去2年間に於いて、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること
  - (2)直近の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと
  - (3)次の両方またはいずれかを満たすこと
    - ①直近の決算において債務超過でない(※2)
    - ②直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない(※3)
  - (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること
    - ①保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること
    - ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えないこと
  - (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること

※1 法人設立後、最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません  
設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、(3)は問いません  
※2 貸借対照表において「純資産の額 $\geq$ 0」となること  
※3 損益計算書において「経常利益+減価償却費 $\geq$ 0」となること

## 2 信用保証料率

- ご利用いただける方(3)①および②のいずれも満たす場合  
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.25%上乗せ**
- ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合  
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.45%上乗せ**
- 法人設立後、2事業年度の決算がない場合  
信用保証協会所定の信用保証料率に**0.45%上乗せ**

## 3 対象となる 保証制度

- 次の信用保険を利用した保証が本制度の対象となります
- 無担保保険
  - 公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険・新事業開拓保険・事業再生保険
- (注①) 本制度は個別の保証制度ではありません。  
(注②) 法令等の定めるところにより連帯保証人を徴求しない保証は、本制度の対象外となります。

## 4 添付書類

事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書

上乗せとなる信用保証料に対して、**国からの補助が受けられる保証制度**もございます。  
詳しくは、裏面をご確認ください。

あなたのチャレンジを応援します！  
— 企業とともに未来へ —

茨城県信用保証協会



### 水戸営業部

〒310-0801 水戸市桜川二丁目2番35号 茨城県産業会館6階  
◆保証経営支援課 ☎029-224-7812  
◆企業サポート室 ☎029-224-7813  
◆企業サポート室 経営アシストグループ ☎029-224-7852

### 土浦営業部

〒300-0043 土浦市中央二丁目2番28号  
◆保証経営支援一課 ☎029-826-7812  
◆保証経営支援二課 ☎029-826-7826  
◆企業サポート室 ☎029-826-7813

ホームページは  
こちら



LINEは  
こちら



※融資に関しましては、審査の結果ご希望に沿えない場合があります。

令和6年3月15日より申込受付開始

# 事業者選択型経営者保証非提供促進特別保証制度

信用保証料の上乗せにより、経営者保証を不要とすることができる保証制度です。

保証申込日に応じて、**上乗せとなる信用保証料に対して、国からの補助が受けられます。**

ご利用いただける方	次の(1)～(5)をすべて満たす法人(※1) (1)過去2年間において、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること (2)直近の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと (3)次の両方またはいずれかを満たすこと ① 直近の決算において債務超過でない(※2) ② 直近2期連続で減価償却前経常利益が赤字でない(※3) (4)次の①および②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ① 保証申込日以降においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ② 保証申込日を含む事業年度以降の決算において、代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えないこと (5)信用保証料の上乗せを条件として経営者保証を提供しないことを希望していること  ※1 法人設立後、最初の事業年度(設立事業年度)の決算がない法人の場合、(1)、(2)および(3)は問いません 設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合、(3)は問いません ※2 貸借対照表において「純資産の額 $\geq$ 0」となること ※3 損益計算書において「経常利益+減価償却費 $\geq$ 0」となること
保証限度額	8,000万円(注) ※経営安定関連保証4号、5号の場合は別枠で8,000万円(注)
責任共有制度	責任共有対象 ※経営安定関連保証4号の場合は責任共有対象外
対象資金	運転資金、設備資金
返済方法	一括返済 または 分割返済
保証期間	一括返済の場合 1年以内 分割返済の場合 10年以内(据置期間1年以内)
担保	<b>不要(無担保)</b>
連帯保証人	<b>不要(無保証人)</b>
融資利率	金融機関所定利率
添付書類	事業者選択型経営者保証非提供要件確認書兼誓約書
信用保証料率	・ご利用いただける方(3)①および②のいずれも満たす場合 年0.70%～2.45%(信用保証協会所定の信用保証料率に <b>0.25%上乗せ</b> ) ・ご利用いただける方(3)①または②のいずれか一方を満たす場合 ・法人設立後、2事業年度の決算がない場合 年0.90%～2.65%(信用保証協会所定の信用保証料率に <b>0.45%上乗せ</b> )
保証料補助(※)	令和6年3月15日から令和7年3月31日まで <b>0.15%補助</b> 保証申込日が 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで <b>0.10%補助</b> 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで <b>0.05%補助</b> ※ 条件変更に伴い追加して生じる信用保証料については補助の対象外となります

(注) 無担保保険の利用状況等により、実際の利用限度額は異なります。